

重要事項説明書

介護予防訪問看護サービス
訪問看護サービス

1.利用事業所

事業所の名称	訪問看護ステーションHAYA	
事業所番号	05.9201.0	
所在地・連絡先	札幌市厚別区厚別西5条1丁目16番20号-1区画	011-802-6835
当該事業所の通常実施地域	厚別区、清田区、豊平区、白石区、北広島市、江別市	

2.事業者

法人名	社会医療法人 貞人会	
代表者名	理事長、院長	高橋 大賀
所在地	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番1号	011-894-7070

3.事業所の職員体制

管理者	看護師 常勤(1)名	
看護師	常勤換算 2.5以上(うち、常勤2名以上)*管理者を含む	
理学療法士	— いずれか1名以上	
作業療法士		
事務員	常勤(1)名	非常勤(0)名

4.営業日・営業時間・休業日・連絡体制

営業日	月曜日から金曜日	9:00 ~ 18:00
休業日	土、日、祝祭日、12/29 ~ 1/3	
連絡体制	24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能です。必要に応じた適切な対応が出来る体制を整えています。ご利用される場合には別途同意書が必要となります。	

5.運営方針

1. サービスの実施は、ご利用者の心身、日常生活の状況及び希望をふまえ、主治医の訪問看護指示書や居宅サービス計画等によって、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
2. 市(区)、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

6.緊急時における対応方法

サービス実施中に、ご利用者の急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。

7. 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行なうサービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応を行ない、速やかに各関係機関に連絡します。また、サービス提供に際してご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

8. 個人情報保護

- 当事業所が行なうサービスにおいて、業務上知り得たご利用者の情報は堅く保持します。職員が退職後も在職中に知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、文章によりご利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

9.利用料金

《介護保険適応の場合》

- 厚生労働大臣が定める基準による額の1割、2割または3割とします(別紙利用料金表参照)。ただし、公費負担医療の受給者は利用料が公費で支払われる場合があります。なお、居宅サービス計画の未届、保険料の滞納の場合など法定代理受領ができない場合は、基準額全額をお支払いいただきます。この場合、利用料の一部を後日市町村の窓口で償還払いが受けられます。また、支給限度額を超える分に対しても基準額全額をお支払いいただきます。
- ご利用者が1時間30分を超えて訪問看護サービスを受ける場合には、事業所が別に定めた超過料金をお支払いいただきます(別紙利用料金表参照)。
- サービス費の支払は毎回の訪問終了時、もしくは、当月の利用料金合計額を翌月最初の利用日に請求します。支払を受けた場合は領収書を発行いたします。
- ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には、督促した上、さらに2週間以内に事業者を利用料の支払いがない場合には契約を解約する旨の勧告をする場合があります。

《医療保険適応の場合》

- サービス費の支払は毎月の訪問終了時、もしくは、当月の利用料金合計額を翌月最初の利用日に請求します。支払を受けた場合は領収書を発行いたします。ただし、公費負担医療の受給者等は基本料金を支払う必要がありません。
- ご利用者が、1時間30分を超えた訪問看護、休日あるいは営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本利用料とは別に、事業所が定めた利用料をお支払いいただきます。また、事業所からご利用者宅までの往復の距離に応じて交通費を請求させていただきます(別紙利用料金表参照)。
- ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には、督促した上、さらに2週間以内に事業者を利用料の支払いがない場合には契約を解約する旨の勧告をする場合があります。

10.キャンセル・解約

ご利用者からのサービス利用の中止については、予定訪問日の前日の午後5時までに連絡し、予定されたサービスを、変更・中止することができます。前日の午後5時以降のキャンセルについては、利用者に2,000円のキャンセル料を負担していただきます(別紙利用料金参照)。止むを得ない事情により当日のサービス変更・中止については、その都度相談させていただきます。ご利用者は、当事業所が行なう訪問看護サービスについて、この契約を解約したい場合、1週間前までに通知することにより解約することができます。また当事業所は、ご利用者が長期の入院、入所時は契約を解約することができます。

11.厚生労働大臣が定める介護報酬及び医療報酬改正時の対応

厚生労働大臣が定める介護報酬及び医療報酬改正があった場合には、ご利用者に改正があった旨の説明を行い新たな料金を提示いたします。

12.(非常災害対策)

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に当事業所の従業者に周知するとともに、日頃から地域住民と密接な連携を確保し、定期的に避難、救出訓練その他必要な措置を行います。

13.(虐待防止の為の措置)

(1)事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止の為次の措置を講じるものとします。
 ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 ③ 成年後見制度の利用支援
 ④ 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 ⑤ その他虐待防止の為に必要な措置
 (2)事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

14.(衛生管理等)

(1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
 (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

介護予防訪問看護サービス・訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所 訪問看護ステーションHAYA

所在地 札幌市厚別区厚別西5条1丁目16番20号2階

説明者氏名 高橋 勇人



15.相談窓口・苦情対応

ご相談、ご苦情を、下記の窓口で承ります。		
1. 当事業所	札幌市厚別区厚別西5条1丁目16番20号2階	011-802-6835
	担当者 所長 高橋 勇人	
	営業時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00	
2. 北広島市役所	保険福祉部 高齢者支援課	011-372-3311 代
(介護保険適応の方のみ)	営業時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15	
3. 各区役所	保健福祉サービス課	
	営業時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15	
4. 国民健康保険団体連合	札幌市中央区南2条西14丁目	011-231-5758
	営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15	
5. 北海道社会保険事務局保健課医療係	札幌市中央区北1条西7丁目	011-204-7005
(医療保険適応の方のみ)	営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15	

私は本書面により、事業者からの重要事項の説明を受け、介護予防訪問看護サービス・訪問看護サービスの提供に同意します。

利用者 住 所 _____
 氏名 _____ 印

代筆者 住 所 _____
 氏名 _____ 印

利用者との関係 _____